

令和8年度仙台市中高生年代の居場所づくりモデル事業運営業務委託に関する質問及び回答

番号	質問項目	質問内容	質問に対する回答
1	仕様書 5. 業務内容 (2) ③ (ウ)	イベント開催時にはイベントに参加しない利用者也入館できるのか。	イベントの開催にあたっては、可能な限り通常利用を妨げない運営が望ましいと考えておりますが、イベントの内容や規模、当日の混雑状況等に応じて、イベント実施場所への利用者の入場を一部制限することもあり得るものと思われま。
2	仕様書 5. 業務内容 (2) ④	簡易的な（折りたたみができる）卓球台の購入、設置は可能か。	特定の備品の購入について提案いただくことは可能です。ただし、実際の購入・設置にあたっては、用途、安全性、保管場所、管理方法を踏まえ、受注者、発注者及び若林区文化センター管理者が協議の上、設置の適否を判断することとします。
3	仕様書 5. 業務内容 (3) ①	定期的かつ継続的な意見交換等の具体的なやり方や打ち合わせの頻度について伺いたい。 また、わかブレに連絡を取る際の窓口は、若林区中央市民センターの職員という認識でよいか。	特段の指定はございませんので、企画提案書の「3 提案内容 (3)」においてご提案いただけますようお願いいたします。 また、わかブレに関する連絡調整の窓口は、原則として発注者となります。
4	仕様書 5. 業務内容 (3) ⑧	鍵の開錠、及び施錠は受注者が行うのか。また警備体制について、巡回警備員は常駐しているか。中高生の居場所の施設内に、一般の（大人などの）利用者が入り込んでしまった場合に、入室を断ることはできるか。	鍵の開錠及び施錠については、受注者が行うことを想定していますが、具体的な取扱いや管理方法については、発注者及び若林区文化センター管理者と協議の上、決定することといたします。 また、巡回警備員は配置されておりますが、本業務の実施にあたっては、受注者において、利用者の安全確保に十分に努めてください。 本業務は、中高生年代である利用者が、安全かつ安心して過ごすことのできる居場所の開設を目的としているため、当該目的に照らして適切でない利用については、本業務の趣旨及び目的を説明の上、入室を控えていただくなどの対応を行うことは差し支えありません。